

現場代理人の常駐義務緩和に関する運用指針

現場代理人の兼任が可能となる条件を緩和します。

(令和7年2月3日一部改正)

1. 以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の現場代理人又は技術者等との兼任が可能となります。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）未満であること。ただし、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）については、請負金額の制限は設けない。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の件数が3件以内であること。
- (4) 兼任する工事の現場が橋本市内であること。
- (5) 兼任する工事が全て市発注工事であること。
- (6) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

※1 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

例：・同一路線や同一河川、同一区画整理地内や同一公園内、同一敷地内等で実施する工事等

※2 施工にあたり相互に調整を要する工事

例：・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの

- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
- ・同一建物内で相互に工程調整を要するもの

2. 書面による提出書類

- (1) 現場代理人の兼任届出書
- (2) 兼任する別途工事のコリンズの写し、特記仕様書等、兼任要件を確認できる資料
- (3) 配置予定技術者申請日の前日までに提出するものとする。

3. 適用日

- (1) 令和4年6月1日以降の入札公告分より適用。

4. その他留意事項

- (1) 上記によって、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。専任を要する技術者との兼任にあたっては、兼任が可能となる条件等を確認してください。

- (2) 適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- (3) 施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。

担当

総務部 総務課 契約検査係

0736-33-1218